

第35回 地方分権改革有識者会議
第88回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成30年11月19日（月）10：00～11：21

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、石橋良治議員、小早川光郎議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員（小早川光郎構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕片山さつき内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、中根一幸内閣府副大臣、舞立昇治内閣府大臣政務官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）その他
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第35回地方分権改革有識者会議・第88回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

本日は、公務多用の折にもかかわらず、片山内閣府特命担当大臣、中根内閣府副大臣、舞立大臣政務官に御臨席を頂戴いたしております。

後ほど、片山大臣から御挨拶を頂戴することになっておりますが、その際、カメラが入室いたしますので、あらかじめ御承知おきいただければと存じます。

また、有識者会議の市川議員、太田議員、後藤議員、さらに勢一議員、それに加えて、提案募集検討専門部会の野村構成員及び山本構成員が、本日、所用のため御欠席とのことでございます。

それでは、カメラの御入室をお願いいたします。

（カメラ入室）

（神野座長） それでは、会議の開催に先立ちまして、御臨席いただいております、片山大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（片山内閣府特命担当大臣） 皆様、おはようございます。

神野座長、議員の皆様、構成員の皆様、地方分権改革の有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議、提案募集方式に基づく地方からの貴重な提案の実現に向けての御尽力、いつも本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

特に、提案募集の検討専門部会の皆様におかれましては、前回9月5日に合同会議が開かれまして、以降も関係府省からの二度目のヒアリングも行っていただいて、大変熱心に御検討をしていただいたところでございます。心より御礼を申し上げます。

9月の閣僚懇談会におきましても、各大臣に対して、提案の最大限の実現に向け、強

力なリーダーシップを発揮するようということをお願い申し上げたところでございまして、その結果、現在、精査中でございますが、地方からの提案のうち、昨年と同程度の9割弱について実現するなど、対応ができる見込みとなってまいりました。

実現した具体の提案を見ますと、本年も提案募集方式ならではの成果が上がっております。すなわち、地方の喫緊の課題でございます地方創生とか、子育て・医療などの重要施策につきまして、地方の取組を加速化する提案が非常に多いということ。

それから、地域の実情にそぐわないような全国一律の基準などの見直しについて、地域の具体的な事例に基づく提案をいただいて、施策の前進につながったということが挙げられると思います。

本日の皆様方の御議論を踏まえまして、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において対応方針を決定いたしたいと思っております。

どうぞ、本日もよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、大変恐縮でございますが、カメラの方々には、ここで御退室をお願いしたいと存じます。御協力くだされば、幸いに存じます。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、議事に入りたいと思っておりますが、その前に配付資料の確認をさせていただきますと存じます。

お手元を御確認いただければと思っておりますが、まず、本日の議事次第と配付資料の一覧がございます。

次いで、座席図と地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿をそれぞれお配りしているかと存じます。

さらに、本体の資料でございますけれども、資料1が「平成30年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過」という資料がお手元に配付されているかと存じますが、資料2が平成30年の地方からの提案等に関する対応方針でございます。

資料2-1が概要資料でございます。

資料2-2が対応方針(案)の本体となっております。

資料3が「平成30年の地方分権改革に関する『提案募集方式』の成果等(主なもの)」でございます。

最後に、資料4でございますが「平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況」でございます。

御確認をいただいて過不足ございましたら、よろしいですか。

それでは、議事のほうに入りたいと存じます。

本日の議事でございますけれども、議事次第にございますように、本日の審議では、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について、委員の皆様方から御審議を頂戴したいと思っておりますので、まず、提案募集専門部会長として、これは毎々

のことをございます、大臣からお言葉がありましたように、大変精力的に御尽力を頂戴いたしました、高橋部会長から提案募集検討専門部会での審議の報告を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

(高橋専門部会長) それでは、御報告申し上げます。

簡潔に本年の提案募集検討専門部会における検討状況について御報告をさせていただきます。

資料1の2枚を御覧ください。

まず、8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、5日間にわたりまして、45項目についてヒアリングを行ったところをございます。資料1の真ん中辺にございます。この段階では、対応が困難とされている回答が一定程度見られたわけをございます、ヒアリングの議論を経まして、論点を明確化し、その後の検討を加速させました。

また、8月下旬には、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施いたしました。本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求める御意見が示されたところをございます。

前回、9月5日の有識者会議後、10月に行った関係府省の第2次ヒアリング、下のほうにございます、ここでは7日間にわたり37項目についてヒアリングを実施いたしました。

本日の対応方針の取りまとめに向けて第1次のヒアリングよりも更に深掘りをした議論を行いまして、提案に対する関係府省の対応について最終的な方向性を確認したところをございます。

なお、これらのヒアリングに加えまして、本日を含め3回、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直しについて、個別に関係府省及び地方三団体からヒアリングを実施いたしました。

その結果、現行の基準のまま参酌化するという検討を得たところをございます。

これらの部会における論点整理等も含め、合計で約55時間にわたる検討を行ったところをございまして、地方創生や子育て、医療などの多くの重要な課題につきまして、真剣かつ有意義な議論を行うことができたと考えております。

その結果、後ほど事務局から御説明がございますとおり、本年の提案募集の取組におきましても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができました。地方の現場で困っている支障について解決が図れる見込みとなっております。

政府におかれましては、現在、なお調整中の案件も含めまして、年内の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしく願いしたいと思っております。

以上をございます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、本日の主要な議題といたしましうか、中心的に御議論を頂戴する議題をございます、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(案)につきまして、事務

局のほうから一括して、資料1から資料4までの御説明を、まず、頂戴したいと思しますので、よろしく願いいたします。

(加瀬次長) それでは、事務局から資料について御説明をさせていただきます。

資料1の進行経過につきましては、高橋部会長からお話をいただいたところでございます。

私からは、資料2-1以下について、主に御説明をさせていただければと思います。資料2-1でございます。

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】」となっております。

対応方針(案)の本体を2-2につけてございますが、対応方針(案)につきましては、昨年と同様に、本日、御意見をいただきまして、全体として御了承をいただきますれば、今後の段取りといたしましては、12月下旬の予定でございますが、地方分権改革推進本部、それから閣議で決定したいと考えております。

資料2-1の「1. 基本的考え方」でございますが、提案募集方式は、5年前、平成26年から導入してきたということでございまして、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を進めてきたということでございます。

「2. 一括法案等の提出」でございます。

今後の方針といたしましては、一括法案の提出ということで、法律改正事項につきましては、来年の通常国会に適切にまとめる形で提出するという措置をしていきたいと考えております。

法律改正事項でないものにつきましても、現行規定で可能な提案は、提案団体だけでなく、ほかの自治体全体で共有することが重要であるという御指摘がございましたので、地方公共団体に対する通知、説明会などで明確化をしていきたいと考えてございます。

また、2の3つ目の○に書いてございますが、対応方針(案)で引き続き検討を進めるとされているものもございまして、これは、適切にフォローアップを行いまして、逐次、この会議で報告をさせていただきたいと思っております。

次に「3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援」。これも行っていきたいと考えてございます。

「4. 対応状況」。次の2ページも含めてでございますが、これは、今回の提案について数字で整理したものでございます。

2ページを御覧いただきますと、平成30年につきましては、一番下の欄、まだ精査中というものでございますが、各省と調整を行ったものが188項目ということでございます。

そのうち、提案の趣旨を踏まえ対応する、あるいは現行規定で対応可能なものを合わせますと、166ということでございます。

これが、一番右下にございますように、88.3%ということになっております。

本会議の直前まで調整を続けた結果の数字ということでございます。

一昨年が76.5%、昨年は89.9%ということでございますので、昨年と同水準ということによってよいのかと思います。

提案が実現できなかったものもございしますが、また、この中には、現在、折衝中のものも合わせてございます。これは、22件でございます。

実現できなかった提案につきましては、内容的には、それぞれ異なるということでございますが、例えば、工事等の請負契約の際の随意契約ができる金額の見直し、あるいは選挙人名簿の作成の見直しに関するものなどございまして、制度の趣旨、運用を理由に実現に至らなかったものでございました。

次に、3ページを御覧いただければと思います。

これは、今回の提案募集の成果を分野ごとにくくってお示しをしたものでございます。「P」とついておりますが、右下に1つだけございます。これは、対応方針の案文について、文言などを含め、内容を調整中という位置づけのものでございます。対応方針の本文の方にも幾つかございます。

全体として3つの分野をお示ししてございます。個別の内容につきましては、また、後ほど御説明をさせていただきますので、概要だけ申し上げますと「1. 地方創生・まちづくり」ということで、観光・地域振興、土地利用、地域交通など幅広い分野の取組が入っております。

右側の「2. 子育て・医療・福祉」でございます。

子供・子育てなどを主に医療・福祉の関係で地域の実情に応じたサービスの提供を進めていこうというものでございます。

右下「3. 地方分権改革の取組強化等」でございます。

権限の移譲、都道府県経由事務の廃止でございます。

大まかな分類は、以上でございます。

資料2-2、こちらは、先ほど申し上げましたが、対応方針の本体でございます。30年の提案と、それ以外、29年までの提案のフォローアップ事項が入ってございますが、こちらは六十数ページにわたるものでございますので、以下、資料3によりまして、主な事項について説明をさせていただきたいと思っております。

順次、各項目について御説明をさせていただきます。

資料3の1ページ目「1. 地方創生・まちづくり」でございます。

1番目の項目でございます。公立博物館等についてのことでございまして、こちらについて、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直しでございます。昨年も文化財保護について同様の見直しがございました。

今回は、博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、地方の選択によりまして、首長部局へ移管可能としまして、社会教育の振興のほか、文化・観光振興、地域コミュニティの持続的発展につなげようというものでございます。

2が横浜市の提案でございます。

セグウェイ等の公道における実証実験につきまして、訪日外国人が運転するために必要な国際免許、これがはっきりしていないので明確化してほしいというものでございます。

資料3の1ページ目の3番目の項目「農地中間管理事業に係る制度の見直し」でございます。

こちらは、同事業をより柔軟かつ効果的に実施できますよう、農用地利用配分計画の案の縦覧の廃止、単純な業務委託の都道府県知事の事前承認を不要にするなどの取組を可能とすること。

これにつきまして、今年度中に結論を得て、法律を含め、必要な見直しの措置を講ずるというものでございます。

これによりまして、農地の利活用、集積におけます本事業の活用が促進されるということが期待されるというものでございます。

資料3の2ページ目にお移りいただきますと、4番目の項目でございます。「町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止」でございます。

こちらは、26年からのフォローアップ案件ということでございます。

「町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止」につきましては、市の都市計画は、既に同意が廃止されております。これを町村にも広げることによりまして、町村がより主体的に都市計画の決定、まちづくりを進めていける形にしようというものでございます。

一昨年、28年に国土交通省から技術的助言として示されております、都道府県と町村の協議ルールの定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止するという結論になってございます。

5が「公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し」でございます。

公立大学法人が所有する土地などについては、既に国立大学法人で取られている措置と同様に、附帯業務に該当しない使い道での第三者への貸し付けを可能とするということでございます。

これによりまして、公立大学の財政基盤の強化、ひいては教育研究水準の向上が図られるというものでございます。

次に3ページ目でございます。

6番目の項目「電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化」でございます。

こちらは、現在でも一部の自治体で行われておりますが、この取扱いを明確化し、住民の利便性の向上を図るというものでございます。

7番目が「高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件の明確化」でございます。

こちら、授業を実施する教科の教員がおりますれば、可能とするということを明確化しまして、中山間地域の高校で数学IIIや物理といった教科などについても多様、高度な授業を受けるということが可能となりまして、これによって教育環境の整備、充実に

つながるというものでございます。

次に4ページ目でございます。

8が、鉄道あるいはバス事業者に関する情報の地方公共団体への提供の仕組みの構築でございます。

こちら、現在、国土交通省に報告がなされておりますけれども、その情報につきまして、情報提供を希望する自治体に提供するという仕組みを構築するということでございます。

さらには、国土交通省に報告されていないものも含めまして、交通事業者から自治体への提供に可能な限り協力するよう通知をするというものでございます。

これによりまして、地域公共交通の維持、確保に役立てるというものでございます。

次が5ページ目でございます。

9の「自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し」ということでございます。

現在、コミュニティーバスなどによる貨物運送には許可というものが要るわけですが、これにつきまして、貨物運送事業者などを構成員に含む協議会などで協議が整えば、運輸支局は関係者からの意見聴取を要しないということを本省が明確にして、地方支分部局に通知するというところでございます。

また、最後の3つ目のポツに書いてございますが、少量貨物運送の許可のあり方を含めて、実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討していくということでございます。

10でございます。「市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し」でございます。

こちら、区域運行などのバスにつきましては、路線定期運行のバスとは異なりまして、車庫などを市街化調整区域で設置する際に、開発許可が必要ということでございました。

これにつきまして、市町村など自治体がコミュニティーバスを運行する場合には、許可が不要な施設に該当しているということを通知するというところでございます。

これによりまして、地域の住民にとって必要となる多様な交通形態の導入・検討の円滑化に役立てるというものでございます。

6ページでございます。

11と12、災害援護資金の関係でございます。

11でございます。災害援護資金の貸し付けにつきまして、現行では保証人が必要となっております。これを市町村の判断で保証人を立てないこともできるようにする。さらには、資金の貸付額についても、返済能力を考慮して貸し付けることができるというものでございます。

次の12でございますが、こちらは、借りた後の返済方法でございますが、現在、年賦または半年賦ということになってございますが、こちらにつきまして、市町村の判断で

月賦払いも認めるということでございます。

次の7ページから分野の2番目の「子育て・医療・福祉」の関係でございます。

1が「放課後児童クラブに係る『従うべき基準』等の見直し」でございます。昨年からは重点事項となっていたものでございまして、先ほど、高橋部会長から御説明をいただいたものでございます。

「従うべき基準」としては、放課後児童支援員の員数、人数と都道府県が実施する研修の受講を含めました支援員の資格というものがございまして、これについて、参酌すべき基準とするということでございます。

なお、これについては、参酌化の後、3年を目途として事業の質の確保の観点から検討を加えまして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということでございます。

2でございます。「お盆・年末年始等における共同保育の実施」でございます。

現在、土曜日だけ行われている共同保育でございますが、これらお盆・年末年始などの時期におきましても、利用児童数に合わせまして共同保育が可能であるということをも明確化して、保育士等の勤務環境の改善を図っていくというものでございます。

3が「へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し」でございます。

こちらにつきましては、関係審議会の議論を踏まえて、今年度中に結論を得て措置するというところでございます。

次に8ページになります。

4でございます。児童養護施設等の指導員になれる者、それに幼稚園教諭を追加するというところでございます。

こちら、現在、幼稚園教諭が入っていないということで加えるということによりまして、必要な人材の確保が図られまして、児童養護施設の安定的な運営に資するということでございます。

5が「幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長」というものでございまして、こちら、本来的には、規定では保育士と幼稚園教諭双方の資格を持っていないといけないということでございまして、現状持っていない方もいらっしゃるということを踏まえまして、5年の経過措置の延長をされるということでございます。

6の「育児休業等の延長に係る手続の見直し」でございます。

こちら、原則1年が期限の育児休業の延長につきましては、保育所等の入所保留通知書が必要ということでございまして、保育所にお子さんを入れる意思がない方も申し込んで、それが実際に入所調整の事務作業につながり、また、本当にお子さんを入れたい方が希望のところに入れないと、そういう支障が生じているという提案でございました。

これにつきましては、保育所等の利用調整に当たりまして、運用上の工夫を国から地方公共団体に示すほか、育休の延長制度のあり方についても中長期ということではございますけれども、制度担当省として検討するというところでございます。

こういった取組によりまして、支障につきましては、一定の解消が図られると考えて

ございますが、民間企業の雇用者などを対象としております、育児休業の制度そのものの議論に入ってしまうと、分権提案への対応という議論の範囲では収まり切らない、そういったところもあるのかなと考えているところでございます。

次、9ページの7番目でございます。

「介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し」でございます。

こちら、市町村の職員が行う場合は、特段資格要件というものはございませんが、社会福祉協議会などに委託する場合には、介護支援専門員の資格が必要ということでございます。

これについては、専門資格がない者に行わせることを可能としたときの影響をきちんと調べた上で、必要な措置を講じるということとしているところでございます。

10ページから「3. 地方分権改革の取組強化等」でございます。

1つが、知的障害に関する療育手帳の交付決定権限、これにつきまして、都道府県から児童相談所設置の中核市への移譲でございます。

現在、政令市まで下りておりますが、これを、希望に応じまして、手挙げで移譲を可能とする方向で検討をし、措置するというところでございます。

2が、2以上の都道府県にまたがる電気工事業者の登録の件でございます。これを経済産業大臣から受けているものにつきまして、都道府県にも危険等防止命令を出す権限を付与したらどうかという提案でございました。

これにつきましては、事故等の状況を調べた上で、並行権限の付与など、国と都道府県の連携強化のあり方について検討しようというものでございます。

3、また、次の11ページの4につきましては、都道府県経由事務の廃止に関するものでございます。

建設業許可申請、こちらについてはPとなっております。これは、廃止時期などを含めまして、更に調整をしているというところでございます。

以上、駆け足でございましたが、平成30年の提案事項のうち、重点事項となっているものにつきまして、主なものを御紹介させていただいたところでございます。

次に、資料3の12ページ及び13ページでございます。

こちらでございますが、平成30年の提案に関するもののうち、重点事項となっていないものも含めまして、行政事務の効率化・迅速化に資する提案について主なものを整理したものでございます。

少し前となってしまいますが、本年6月の会議で御紹介した取組について、報告ということになってございます。

実際、事務遂行におきまして、要らない仕事を減らす、効率化できるものを改善するという提案について整理をしたものと御理解をいただければと思います。

内容でございます。6つほど事例を挙げてございます。

1番目でございますが、こちらは重点事項でございましたが、財政健全化判断比率等

の算定・報告事務の効率化でございます。

財政健全化判断比率など、算定報告の作業負担、これは、かなり重いということでございまして、それを軽減するために総務省で持っております普通交付税算定、決算統計データといったもののデータを抽出しまして、自動転記するという方向で検討するというところでございます。

2つ目が、公共職業訓練についての書式の見直しでございまして、いろんな報告などにつきまして、職業能力開発校の長の名前などを書いているということで、それをなくすというものでございます。

3つ目が、総務省で毎年行っております、地方行政サービス改革に関する調査でございます。これは、自治体への調査項目の整理あるいは東京に来てもらってヒアリングをしていると、そういったものにつきまして、ウェブ会議の導入など、効率化を進めていくというものでございます。

次のページ、4つ目でございます。

道路の隅切りの、都市計画の変更手続の関係でございます。こちら、他の都市計画道路の廃止に伴い、隅切りの廃止についても、都市計画の変更という協議が必要でございましたが、それを不要にするというものでございます。

5つ目でございます。

保育所から幼保連携型認定こども園への移行の際の財産処分について、添付書類の簡素化でございます。保育所が認定こども園に移行する場合に、実質的には、建物あるいは場所が変わらないというのに伴いまして、写真等の添付が必要であったものを省略するというものでございます。

6つ目が、土地売買等届出の副本提出の義務でございますが、これについて、事務処理特例で都道府県から市区町村に権限が下りている場合については、正本1通のみで可能とするという見直しでございます。

以上が資料3でございます。

残りの資料4でございます。

こちらは、平成26年から29年の対応方針のフォローアップの状況を整理したものでございます。

前回の会議までに結論を御報告させていただいたものについては除いてございます。この中で、基本的に何らかの検討結果が出たものについては、今回、対応方針に書き込んでおるところでございます。例えば、1番目の項目に書いてございますが「30年対応方針案」と書いてございます。そういったもので、対応方針に載せているというものでございます。

一部の項目については、30年度までに検討するというものがございます。そういったものについては、間に合わないということで、来年度対応方針に適宜記載していく方針でございます。

以上、簡単でございますが、分厚いので概略だけ紹介をさせていただきます。

1 ページと2 ページが、26年対応方針の記載事項でございます。

1 が地域産業資源活用事業計画の認定等権限の移譲の関係でございます。都道府県等の意見を踏まえつつ、今年度中に結論を得るというものでございます。今回の対応方針に記載をしてございます。

2 が、先ほど御説明いたしました調査の実施計画の関係でございます。

3 ページから6 ページまでが、28年対応方針の記載事項でございます。

一例を挙げさせていただきますと、6 ページを御覧いただきますと、ナンバー6「指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止」ということでございます。これについては、実包の譲り受け許可、一定数量に限り許可不要という結論が出てまいりましたので、こちら、一括法での措置を検討していくという事項になってございます。

7 ページから29ページまでが29年対応方針の記載事項の関係でございます。こちら全部で33項目ほどございます。

約半分程度の事項については、今回の対応方針に記載をしてございますが、例えば、放課後児童クラブに関する個別事項の提案というものも、この中には含まれておりますが、こういったものについては、放課後児童クラブの「従うべき基準」の参酌化に合わせて措置されるというものでございます。

長くなりましたが、私からの御説明は、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

お聞きいただいたように、専門部会の委員の皆様方及び事務局に大変御苦勞をいただいて、重要な問題についても、ある程度の結論が出ているかと思えます。

御説明いただきました対応方針の概要、それから、中身等々と、中身にかかわる事項については、重要事項それ以外にも御説明を頂戴いたしております。

議員の皆様方から御審議を頂戴できればと思えますので、どなたからでも結構でございます。御発言を頂戴できればと思えます。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) 本日は、片山大臣、また、中根副大臣、舞立政務官もお越しいただきまして、ただいまお伺いをしますと、大変すばらしい成果を上げていただきましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思えます。

片山大臣には、真っ先に鳥取県のほうにも御視察をいただいて、やはり、地方からこの国をよくしていかなければならない。そういう意味で、無駄な規制とかを考えなければならないという力強いお話がありまして、私どもの市町村長も大変喜んでいました。

そんなようなことを思い起こさせるような結果でございます。まずは感謝を申し上げたいと思えます。

また、神野座長、高橋部会長を初め、専門部会等々の皆様にも大変精力的な審議を行っていただきまして、拝見しますと、長年の懸案に結構道筋のついたものもございまし

て、よい年になったのかなと拝察を申し上げたところでございます。

そういう中で、幾つかお話がありましたけれども、資料2-1のところにも重要なものを取りまとめてございまして、そのうちの3ページですか、結構大きな話題が書いてありますけれども、1つ、高橋部会長のほうからも特別なお話もございました放課後児童クラブにつきまして、思い切って参酌基準化をするということで決着をしていただきましたことは、地方団体として共通の項目でありました。実は長年にわたりまして、このことをお願いしてまいりまして、非常に感謝を申し上げたいと思います。

実は、11月の9日に総理と知事会との懇談会がありまして、片山大臣には前段のほうの閣僚懇に出ていただきました。その後の総理懇のほうで、私も発言の機会をいただきまして、このことにつきまして取り上げさせていただきまして、総理のほうからは、そういうのは地方にお任せするほうがいいのではないかと、実は、この答えに知事がみんなびっくりしたわけでありますが、非常に前向きなお話もございました。

その言葉どおりに、こうしてすばらしい回答を引き出していただけたなということで感謝を申し上げたいと思います。

また、同じ子育ての項目でも児童養護施設の児童支援員、これも幼稚園教諭を追加していただくなど、我々としては当たり前のことのように思っているのですが、なかなか国の規制の関係でできなかったことが、こうして前進をしました。

実は、提案した市町村長さんの間でも、若干幅のあるお話もまだ残っておりますのは、育児休業の延長に係る手続の見直しのところでございます。

これにつきましては、まずは前進したということで、これは評価をさせていただき、受けとめさせていただきたいと思いますが、これは、少し込み入った話でありまして、少し大臣もいらっしゃいますので、お話を申し上げたいと思います。

もともとは、育児休業を延長したいという御家庭があるわけです。その延長したいなという希望があるときに、その要件を満たすためには、保育所の申請をして断られてきなさいという制度になっているのです。

そうすると、倍率の高いところの保育園にわざわざ持って行って断られてくると。これは、市町村からすれば、要は仮の形でどんどん待機児童が増えていってしまうと、それは、市町村もかなわないわけですね。結局、断られることを前提で持ってくる人たちがいると。

さらに、そういう人たちは、本当は保育園に行かなくてもいいわけでありまして、そういう方々と本当に保育園に入れたい人たちが競い合ってしまうと、こういうことでございまして、そもそも育児休業制度というものを考える必要があるのではないかというのが本来の市町村側の要望だと思います。

ただ1つ、その中の手続なことで、今回、取り上げていただいたところでありますが、その本質のところも、本当はどういう御家庭であれば、育児休業を延ばすべきなのか、それについて市町村の何らかの確認をとるのであれば、それが保育所に申請を出して断

られるという行為が正しいのかどうかというのが、本来なのだろうと思います。

実は、地方側の提案では、この方の地域では保育園に入りにくい状況がありますよというようなことを証明するのでもいいのではないかとというようなお話もございまして、いろいろとアイデアもある中でございますので、是非、引き続き、今後ともフォローアップをしていただければありがたいかなと思います。

また、このページで言うと、左側のほうであります、公立博物館につきましては、教育委員会から首長部局へ移管するということでありまして、オリ・パラを控えて、カルチュラル・オリンピアドなどが出てくるわけでありまして、そういう文化、芸術を高めていくときに、地域を挙げてやる体制づくりでも効果があるのではないかと期待をさせていただきたいと思います。

また、地域公共交通のところでも、何点かお認めをいただいているわけでありまして、自家用有償旅客運送の少量貨物運送、これについては、地域の話し合いがあるわけですね。鳥取県でいいますと、県内で3つの部会がありまして、東部、中部、西部それぞれに話し合いをする。そこで決着がつけば、運輸局の許可等の手続きが簡素化されるという仕組みであります。

これを活用してやりなさいということでありまして、これ自体は前進したということだと思いますが、こうした案件につきまして、引き続きフォローをしていただければと思います。

その下もコミュニティーバスのものでございますけれども、コミュニティーバスの施設について、市街化調整区域で、例えば、車庫をつくるとか、こんなときに、普通の一般のバス会社のバスと同じように施設をすぐにつくれるようにしていただけるということでありまして、これについても、私もここで主張したものでありますから、認めていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

このような形で、いろいろと前進をしてきたわけでありまして、是非、前の総括から5年ということもございまして、これからの地方分権を展望して、大きな話とか、あるいはこういう提案募集制度のやり方なども、また、見直す時期なのかもしれません。

例えば、先ほどの育児休業の問題なども、どうしてもこうした提案募集方式のやり方だけでは、なかなかうまくいかない部分もございまして、地方分権の関連の分野も含めて議論ができればいいのかもしれない。

総理も、実は総理懇談会で育児休業のことについては、厚生労働省のほうで協議させますと、このように言って引き取っておられました。

是非、そういうようなこともありますので、より使いやすい提案募集制度の活用を考えていただければと思います。

また、今回も事前審査で、加瀬次長、山野次長を初め、多くの職員の皆様にもものお手をいただきまして整理をしていただいておりますが、実は、そういうところで弾かれているものがあつたりしますし、いろんな協議の中で、途中で落ちこちてくるものもござ

います。

ですから、復活案件といえますか、これは、是非とも必要なものというのは、また、引き続き対象として取り上げていただけるような扱いもあるのではないかと思います。

いろいろとこれまでやってきて成果も上がってきた提案募集でありますけれども、さらなる改善というものも、少し立ちどまって考えてもよいのかなと思います。

また、ちょうど消費税が引き上げられるのが新年度になります。このときに地方財源が充実するチャンスということになります。

このとき、交付税、税一体となって、全体としての地方分権が図られて、税財政の基盤ができるということを目指すべき時期でもありまして、以前は、分権の会議の中でも、そういう地方税財政制度の充実について非常に基本的な認識を書かれたこともございます。

そういうようなことも含めて、地方分権についての1つの総括なり、提案なりをしていただいてもと思います。

実は、今日は、石橋邑南町長さんもお見えでありますけれども、島根県とか、鳥取県、ここ5年間、つまり、前に地方消費税が5%から8%に引き上げられたわけです。

その前後も含めた5年間でございますけれども、この5年間の間に、田舎のほうは、交付税と地方税をトータルした一般財源は減っているのです。これは、すごく奇妙なのです。私たちは理解できないのです。

片方で、大都市のほうでは6000億円以上増えている自治体もある。ですから、税の面での、いわば税源偏在の是正ということも、今、当然議論されていますし、そういう方向性もお願いしたいと思います。

あわせて、交付税の算定、これも片山大臣はよく御案内のことではありますが、収入額と需要額との差引勘定の中で、複雑な計算のもとにできてくるわけではありますが、その案配を、恐らくこの消費税を引き上げるときに、どこの地方団体にも万遍なく、やはり税収と交付税が足し算してふえるような、そういう姿をやらないと、社会保障財源として、こうした地方消費税を引き上げるといふことの意味がなくなってしまうのではないかと思います。どうも従来の算定だけではうまくいかないのではないかなという危惧がございます。

これまで、歳出特別枠の廃止などもありまして、前は、交付税の機能として財源保障機能とあわせて財政調整機能があります。この財政調整機能は、実情、歳出特別枠が担っていたようなこともあるのかもしれませんが。その廃止ということもあるのだろうと思うのですが、不思議なことに、地方部のほうの一部のところでは、消費税が引き上げられたのに、一般財源全体が減っているという自治体が発生してしまっていて、これは、多分、制度が予定していないことだと思えます。

来年、いよいよ消費税引き上げということになりますので、そういうところへの目配りも含めた税財源の確立というチャンスでありますので、分権改革の会議のほうでも、

お心いただければありがたいなと思います。

「このもよりの色も色こき紅葉哉」と与謝野蕪村が詠みました。いろんなところに、今、もみじが、東京でもきれいに色づいているのを拝見いたします。そのもみじ、いろんな色のものが、それぞれの小さな葉っぱかもしれませんが、それがみんな集まって美しい景観をつくり出すわけであります。

地方分権というのは、そういうものでありまして、是非、片山大臣を初め、皆様のお力をいただき、前進をしていただければと思います。

よろしく願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今回の対応方針をめぐって、専門部会等々で御努力をいただき、あるいは事務局で御努力をいただいた件につきまして、高く評価をしていただいた上で、今後、この提案募集の意味充実と言ったらいいのでしょうか、それをしていく課題を指し示していただいたかと思っております。

一応、5年間の総括等々については、私どもの提案募集という方式を、今のお言葉で言えば、少し意味充実をさせてより発展させていくということについては、事務局と相談しながらも、今回はこういう場でございますので、やるということは、やっていきたいというふうに、少し時期を見て考えております。

ただ、それを超えて地方分権制度そのものを大きく関連させるといって、これは、有機的にさまざま関連させなければいけないと思いますし、今の平井知事のお言葉で言えば、財源の保障機能と財政調整機能というよりも、財政力格差機能と財源保障機能を合わせて、私どもは財政調整、つまり、フィスカル・クオリフィケーション・システムと呼んでおりますので、そういう政府間の財政関係のあり方をそのものを動かさなければいけないという時期に来ているというのは、私もそうだとは思いますが、これは、全部有機的に関連いたしますので、どこでどういうふうにやっていくのか。

恐らく、そういう一環として、この委員会が何らかのコミットをしなければならないということであれば、どこでどういうふうにやるのかということ、ここだけではなく、ジグソーパズルの1つを動かそうとすれば、全体像を見てみないとわかりませんので、それは、また別途少し検討を進めさせていただければと思っています。

ほかに、いかがでございましょうか。

石橋議員、どうぞ。

(石橋議員) 平井鳥取県知事の隣の島根県の邑南町の町長でございます。

今、平井知事から大変重要な論点あるいは考え方を述べられました。全く同感でございます。

今回、地方分権改革でありますから、そういうことについて触れたいと思うのですけれども、今、全国で約1,700市町村がありますが、実情は全部違います。やはり、その肝は、地方の実情に合わせたやり方に改革を持っていくということではないかと思うの

です。全て国が一律に規制するということがかなというこで始まっているの
らうと思っています。

そういうことから考えると、今回の中身については、非常に御努力された跡がある
と、率直に評価をしたいと思います。

平井知事からもお話があったように、長年地方三団体でお願いをしておりました放課
後児童クラブの「従うべき基準」を参酌化へもっていくということについては、非常に
ありがたいと思います。

今は、そういったマンパワーが不足している中で、町村においても、実情に合った人
材の活用のもと放課後児童クラブをしっかりと運営して、子育てを支援していくというこ
とは大変重要なことだと思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思っ
ております。

それと同時に、地方分権改革のもう一つの論点というのは、できるだけ効率よくやる
ということだろうと思っています。あわせてスピードアップを図るということだと思いま
す。

そういう意味では、都道府県知事の同意等を得ずに市町村が直接実施していくという
考え方について、今回かなり改善されているのではないかと思います。

いわゆるコミュニティバスの再構築についても、今、地方が過疎化にあえいでいる中、
大変重要な問題でございまして、それをいかに効率化していくかという観点から、ヒト
だけではなくてモノも混載してやっていくということが求められている。

そういう中で、少量貨物も、今度は、そういう方向に向かっていくということについ
ては、非常にいいことかなと思っております。

あわせて、農地中間管理機構についても、今、大変事務が繁雑で大変であるという問
題があります。これを都道府県知事の事前承認を得ずにやっていくということも非常に
ありがたい話でありまして、是非、これが実現するようにお願いをしたいと思いま
す。

それから、町村会独自で要望しておりました都市計画の問題についても、これは、市
と同様に都道府県の同意を得ずにやっていくということについても、これは、非常に理
にかなった、ありがたいことで、本当にこれからもよろしくお願ひしたいと思いま
す。

それから、平井知事からもお話がありましたけれども、例えば、今、幼保連携の認定
こども園についても、なかなか保育士不足の中でどうやっていくかということについ
ては、2つの資格を持たなくても、1つの資格でいいということ、それを更に延長して
いただきたいということについても、是非、そういう方向でお願いしたいと思いま
す。

こうした地方からのさまざまな提案について丁寧に対応していただくことによって、
地方は更によみがえってくると思っております。財源の問題はありますけれども、そ
ういうことも考えていただきながら、少しでも、地方と中央が対立するのではなくて、お
互いに共存していくという方向で、我々はやっていかなければいけませんので、今後
ともよろしく御指導をいただきたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) ありがとうございます。慶應義塾大学の谷口と申します。

本年も提案募集方式のすばらしい成果を御紹介いただきましてありがとうございました。

御提案いただいた自治体、取扱いをいただいた事務局の皆様、関係府省、そして、検討専門部会の先生方に感謝申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の御紹介も書類にあるとおり、さまざまなところで地域活性の取組が進んでいるところかと思えます。

東京一極集中を防ぎつつも、地域の活性化を図ることが全体として目指されているわけですが、そういった主体的な地域の取組を応援する意味でも、この地方分権が5年間着実に制度改革について努力してきたということは、やはり、改めて意義があることだと感じさせていただきました。

今回、先ほど、御指摘もあったとおり、放課後児童クラブの運営についての問題というものが私も非常に勉強になったところでございます。

これについては、やはり、保護者の方々のニーズが年々高まる。一方で、運営しているらっしゃるさまざまな団体あるいは関係府省の皆様方は、ニーズが多いのはわかるけれども、では、安全性はどうかと、それを運営していく上での質の確保をどうするかと、何かあったときにどうするかという御心配や御懸念も自然なこと、ごもっともなことだと思います。

ニーズの拡大と質の確保というせめぎ合いを地域の現場でなさっているかということが、本当に喫緊の課題になっているかと思えます。

その中で、今回、従うべき基準から参酌基準化ということは、大変な決断かと思うのですけれども、同時に、もう一つ視点を加えるとすれば、やはり、保護者の側のほうの意識変革というものも考えながら制度化を考える必要があるのではないかと。やはり、保護者がサービス利用者としてのステークホルダー化してしまうと、何か申し込んで、あるいはお金を払ってお願いすれば、あとは、そちらの責任でやってくれるでしょうというふうな利用者化をしてしまいますと、何かあったときにクレーム化してしまうと。

そういった利用者というだけでなく、ともに運営していく参画者という姿勢というものを入れないと、これは、放課後児童クラブ以外の面でもそうかと思うのですけれども、そういった変革を踏まえた上で考えていかなければならないのではないかと。

自助、共助、社会扶助といいますが、そういった意味では、社会扶助、社会保障ニーズを支えていくことは、なかなか今後も難しい。非常に優れた保育園の場合、自分も幾つかの保育園に、子供がお世話になりましたが、一般に保護者が参加することを促されていて、300日お願いするなら1日や2日少し時間があいたりすれば、お母さん、お父さんも保育園と一緒に参加するわけですね。遊んだりとか、お世話をしたり

するわけで、そうすると、100人子供がいれば、200人ぐらい保護者がいるので、いずれかの日に親が入っていると。欧米等では、そういった利用者、親自体が交代で運営するような保育園もございますし、親子さんも、また、ともに運営する参画者であるという視点で、制度化が難しくても、そういう考え方の変革をしないと、単に「利用者」ということになると、その質を保証する意味で、サービス提供側は大変になる一方だと思うので、これは、全体に意識変革が必要かと思います。

ただいま、例えば、地方自治においても議会の議員のなり手不足等が問題視されておりまして、住民の方々にもボランティア等で参加していただくような制度設計というものを考えつつあると。これはやはり、国民の皆さんが単にサービスを受ける側だけではなくて、みずから参画する姿勢を促すような制度設計が入っているということだと思えますので、そういう視点が、今後、生かされるといいなと思いました。

もう一つは、電子マネーに対する対応について御検討をいただいて、これも大変ありがたいと思えました。

最近、留学生を合宿などに連れていきますと、自動販売機に現金を使わなければいけないというのに驚愕されたりとか、「お金しか使えないの？」と言われてたりしていました、アジアからの留学生ですけれども。

あるいは海外へ行きますと、クレジットカードも嫌がられてしまって、スマホで決済しろとか言われまして、決済方法という点では、「日本は途上国になりつつあるのかな」というような気がしました。そういったお金の決済の多様化についていかなければいけないということもあるかと思えますので、今回の取組についても大変ありがたいと思えます。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかに、いかかでございますか。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤構成員) この間、ヒアリング等をさせていただきまして、感想だけ申し上げたいと思います。

昨年の合同会議でも申し上げたのですけれども、昨年は89.9%に実現・対応の割合が上がって、9割に達したということなのですが、数値が高いことはいいのですけれども、同時に、数値に余りこだわり過ぎてはいけない、その中身が非常に重要だということも申し上げました。

ただ、ふたをあけてみますと、今年は88.3%ということで、精査中ではございますけれども、非常に高い割合が出てきたということです。

ヒアリングに携わった観点からすると、今年は意外とハードな案件が多うございまして、ここまで行けるかなと思っていたのですけれども、結果的に、このような実現・対応率になったということに関しては、事務局の方の精力的な御尽力をいただいたという

ことで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

難しい論点の中には、やはり、放課後児童健全育成事業の参酌基準化ということがございました。

こちらについても、御決断をいただいて、参酌基準の方向でまとまったということについては、改めて長年といいますか、最大の課題が克服できたと考えております。

他方で、先ほど平井議員からも御指摘がございましたけれども、さまざまな制度と関連するために、分権の対応だけではなかなか実現が難しいというような育児休業のような問題もありまして、そちらをどう連携させていくかというのは、今後の課題だろうと思っております。

最後に個人的な関心ですけれども、資料3の最後に、行政事務の効率化・迅速化に資する提案というものがございました。

今年もヒアリングの中で、例えば、マイナンバー関係の本人確認の方法等に関して、いろいろ議論をする中で、恐らく、今後、ICTとかAIといった技術革新がどんどん進むという中で、現行の法制度が対応していない部分というのがあるのではないかと考えています。

今、谷口議員からもございましたけれども、電子マネーを含めて、いろいろ新しい技術の導入が進み、自治体においてもどんどん現場で新しい試みをしていく中で、今後、現行の法制度が支障になるというような事例が出てくるのではないかと考えております。今後の提案に関しては、そうした技術面あるいは事務の効率化という面と、自治体の提案、さらには、現行の法制度との関係を見ていかなければいけないのではないかとというような感想を持った次第です。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ。

(小早川議員) 今まで皆さんから、この成果についての評価がありまして、量と質の両方があると思うのですけれども、確かに今年は、放課後児童クラブを初めとして、いわば重要困難な課題についての状況打開ができたという質の面で目立ったものがあると思います。

量的な面で言うと、資料2-1の表にございますけれども、確かに、今年は、それにもかかわらず、高い打率を維持できたということは、私ではないのですけれども、提案募集検討専門部会の皆さん、そして、事務局の皆さんの御努力なのですが、全体を見ると、とにかく5年間で、最初の年はともかく、後は割合安定して提案数、それから、実現できたものの数、そして打率、大体この制度は安定してきたのかなという気もいたします。

これは、これで大事なことで、これができたときに、一体どういう位置づけになるのかなと思っていたのですけれども、実績を見ると、国の法律も含めてですけれども、政

省令の制定、それから見直しのプロセスの中に、この提案募集のシステムがうまく組み込まれて、安定してきたのかなと思っております。

中身は、必ずしも地方分権ということに固まっているわけではないのですが、でも、これも、地方は地方で制度設計をしたい、それが、国の制度設計とうまく調和しない、そのずれをどう調整するかというところで、これが働いているわけですので、いわば地方分権が実現していくその先で、このシステムが重要な役割を果たすということなのだろうと思って、これは、大変結構なことではないかという感想を持ちました。私の感想は、そういうことでございます。

というわけですので、このシステムは、是非、これからも安定的に運用ができるように配慮していきたいし、皆さんにもしていただきたい。

特に、地方から、地方六団体あたりが、この提案募集の関係について、これからも大事に育てていっていただくということが必要なのかなと感じております。

感想でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ。

(磯部構成員) 慶應大学の磯部でございます。

私も一言しゃべらなければいけないかなと思うので、私もそれなりに長い時間をかけて、夏のヒアリングなどに参加をさせていただいて、やはり、どうしてもいろんなリアルな現場の苦労とか、育児休業、放課後児童クラブ、それを利用する人のニーズの切実さとか切迫さというのは、行間からにじみ出る、そういう提案が多かったような気がしております。

そういう意味では、効率よくスピードアップしてという石橋議員がおっしゃったように、そういうスピード感が必要で、迅速な対応をしていただきたいということが多々あったのですが、どうしても、そうでもない対応というのがなかったわけではなくて、随分たってから、では、改めてニーズがあるかどうかをアンケートしてみますみたいなことがあって、その意識のずれというのを感じないわけではなかったということです。

先ほど、谷口先生は、利用者の考え方の変革が大事だとおっしゃいましたけれども、やはり、制度を運用する、あるいは仕組みをつくる役所の人間の意識の改革も必要なのではないかなということを感じているところではございます。

何と云っても、平井知事がおっしゃったように、育児休業のところでは、どうしても分権の話ではとどまらないことが多くて、制度の本質論のわけですね。せっかく厚生省と労働省が一緒になったわけですから、そこでまさに考えていただきたいという気がいたしました。

それを言えば、そもそもこの仕組みが一つ一つの案件についてやっていくことなのですから、結局、行政の事務がいかに効率的にいくべきなのかということにほかならず、それは、今回のように制度がうまく仕組みられて、地方が引き金を引くことで個別に

対応をするということも大事なのですが、それをきっかけにして、逆説的なことではあります、国のほうから全体を変えていくというのを、もっと進めていくと、同時にそれをやるというのが必要なのではないかと、どこの地域もリソースが足りなくなっているというのははっきりしているわけで、それを個々の自治体の提案を待ってから考えますというのでは遅いわけで、全体として、いかに業務の数を減らし、効率的に進めていくのか、あるいはAIとかロボティクスを活用していくのかとか、何か統一的な視点で考えていけば、相当程度解決できることもあるのではないのかなということ、やや、抽象的ですが、感想だけ申し述べさせていただきました。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

どうぞ。

(高橋専門部会長) それでは、先生方の御発言をお聞きした感想を申し上げさせていただきますと思います。

まず、議員の先生方からは、全体的によい成果を上げることができたとの御評価をいただきまして、この点につきましては、多大な御尽力をいただきました構成員の皆様、そして、事務局の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

その上で、2点、補足的な御説明をしたいと思います。

まず、第1点が、放課後児童クラブの基準の参酌化でございます。我々は、参酌化というのは、基本的には質の確保と矛盾しないと、要は、制度の設計のあり方や、運用のあり方次第であると、こういうことを常々申し上げてまいりました。

今回も参酌化を前提にした上で、私どもとしても、質の確保のあり方については、厚生労働省と十分、本日の有識者会議の前の部会でも議論をさせていただきました。

厚労省におかれても、そのような議論を踏まえて、的確に質の確保について参酌化を前提に措置がされるものと、私どもも期待しております。それが、まず、第1点でございます。

第2点は、多数の先生方から御言及をいただきました育児休業の期間中にかかる手続きでございます。

まず、平井知事のほうから、基本的に評価するという御発言をいただきました。私どもとしても、今回の対応方針に盛り込むことができました利用調整手続きの措置につきましては、真に保育の利用を希望する方を救済する方法として、保護者の皆様や市町村の皆様から一定の評価を受けていると思っております。

さらに、複数の先生方から御指摘をいただきましたが、基本的な制度のあり方につきましても、これは明示的に書いておりますが、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえながら中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずると、明記をさせていただいております。

そういう意味で、厚生労働省について、これを踏まえて御検討をされるのだろうと期

待をしているということでございます。

つけ加えまして、今回、保育所の入所保留決定通知の備考欄に、利用調整上の顛末を付記するという措置につきましては、事務負担の声が上がっているということも我々は承知しています。

したがって、自治体の事務において過重な負担がかからないことを前提に、事務局において厚生労働省と具体的な運用について十分検討を進めていただきたいと指示をしております。

以上、補足をさせていただきました。

ありがとうございます。

(神野座長) ほかにいかがでございますか。

事務局のほうから、何かコメント等々ございましたら伺えますか。

(山野次長) さまざまな御意見をいただきましたので、引き続き、それを踏まえて検討していきたいと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。

どうもありがとうございました。対応方針については、ほぼ好意的な御評価を頂戴したかと思っております。

また、大事な御指摘がございまして、特に感じたのは、平井議員が御指摘になりましたように、どうしても政策というのは、有機的に関連づいてまいりますので、ほかの制度にどうしてもひっかかってくると。

日本の、特に社会保障制度等々が、そもそも有機的に関連づけられていないというのは、学会で指摘されているところです。年金何とかといろいろあっても、本来は、それらが有機的に関連づけられて打たれなければならないので、そこが弱いのではないかという指摘があるわけです。

さらに、地方分権の目指すべき目的の1つとして重要なのは、総合行政というのがあったはずですね。どうしても省庁では縦割りになったとしても、そういう枠を超えて地方自治体が、先ほどの石橋議員の言葉によれば、公共サービスに生活を合わせるのではなく、多様な地域における生活に合わせて政策が打てるようにということをやろうとすると、どうしても総合政策になっていく。

1つ、例えば、LRTを打つにしても、それは、交通政策であると同時に環境政策であり、環境政策であると同時にバリアフリーの政策であるというような政策が打てるようにするというのが、本来、1つの目的ではあったかなと思っております。

平井議員の御指摘等々を考えて、今の枠の中で1つ重要な点は、個々の問題で桎梏になっているということが出てきたときに、それを解決するのにどうしても他の制度との関連を考えざるを得ないときにどうするかと。

逆に、1つ問題を桎梏だというふうに、これを解消しなければいけないという点を受けているのですが、実は、その背後に他の制度を考慮しないと、本来、先ほどの議員の

言葉では、本質的な解決にならないというものが数多くあると思いますので、そこら辺、現在の提案制度の中で、どういことをすれば、そういう総合的な政策に結びつくようなことも誘導できるのかということを考えておかなければいけないかなと思っています。

とりわけ、最近、私どもが取り組んでいるのは、児童虐待の問題をとってみても、子供のところだけの政策で打つと解決しないと。

フィンランドでは、ファミリーリハビリセンターといって、児童虐待が起きたらば、その家族が機能不全を起こしているのだというふうに捉えますので、ファミリーリハビリセンターに家族全体が半年間入って、家族機能を、そこから学校に行ったり、そこから勤めに行ったりしながら、家族機能を直していくというような総合的に、つまり、家族全体の機能不全だと見なして、包括的にサービスを出して行って、そしてやろうとする。

そうなってくると、多職種に連携させて政策を打たなければいけないということも絡んできますので、恐らく、現在、日本で起きているさまざまな社会問題には、平井議員がおっしゃったような意味での包括的なサービスが提供できるような総合行政とか、あるいはそういうことを可能にするような多職種連携など、なかなか今の立場ではしにくいわけですね。

そういうことを含んで分権といいましょうか、基本的に最も国民に身近な政府のところで、そういう政策が出るような方向で、この提案制度が機能するにはどうしたらいいかなというような、この枠の中でも考えるべきことがかなりあるかなという印象を持ちました。

いずれにしても、今日、御議論を頂戴した上で判断をさせていただくと、今回、事務局のほうからまとめていただいている対応方針については、皆様方の御審議の中では、ほぼ御異論なく御同意いただいたと感じ取っているわけですが、そうさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) 大臣のほうから、何かお言葉はありますか。

どうぞ。

(片山内閣府特命担当大臣) ありがとうございます。

皆様の御意見を伺えて、満足度高く受けとめていただいたことは大変ありがたいし、私は10月2日からバトンを引き継ぎましたが、事務局の皆さんが、委員の先生方の御示唆を受けて大変頑張ったということだと思うので、良かったと思います。

また、アピール度の高いものが入っていますから、地方分権も積み重ねてきて、ここまで来たのだなということが言えると思うので、それは、地方分権の進捗にとっても大変良かったと思います。ただ、何人かの先生からありましたように、提案募集・審査という形を、経験を踏まえて、よりどういう高みに上げていくかというのは、非常に本質

的な問題だし、そこはとらまえてやらなければいけないと思います。

規制改革も、実は、今日官邸の会議でまとまりますが、これも思った以上の成果が出た形になりつつあります。一昨日は、国家戦略特区の養父市を回ってきましたが、そこでも市長さんから、多くの提案を出して、あるものはこっちへ来て、あるものは規制改革に行ったりしているというような話もあって、これらが有機的に関連しながら、無駄がなく、住民に一番親切であり、かつ、世の中の進んでいく方向に役に立つということへ行こうとしているのだと思います。

そこに、御指摘のあったようなAIとかロボティクスとかITとかワンストップとか、そういうeガバメント系が入ってくると、これらをきちんと整理して、より人にとって良い制度をつくっていく必要があります。そして、地方が生き生きとやっていけるようにするのが我々の目的ですから、こちらに向けて、より大きな展開を政治のほうでも図っていかなければいけないなと重く受けとめさせていただきました。

本当にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大臣からも貴重な御意見を頂戴いただきましたが、いずれにしても、まだ、調整の必要なもの、それから、予算編成過程等々で、最終的に調整等々が必要なものについては、私のほうに御一任させていただくということをお願いした上で、この対応方針については、御了承を頂戴したということにさせていただきたいと思います。

したがいまして、政府におかれましては、本日の議論等々を御勘案していただいた上で、対応方針の決定に向けて各府省との最終調整をお願いする次第でございます。

それでは、特に御発言がなければ、この会議を閉じさせていただきたいと思いますが、ございませんでしょうか。

それでは、最後に舞立政務官から会議の締めくくりをする御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(舞立内閣府大臣政務官) 最後に私から締めの挨拶ということでありがとうございます。

本日は、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針案につきまして、御了承をいただきましたことに、まずもって感謝、お礼を申し上げたいと思います。

皆様に御尽力をいただいたおかげで、地方創生や子育て、医療関係を初めとする、地方の現場で困っている問題を解決してほしいという切実な提案について、数多く実現・対応することができました。

政府といたしましては、本日の議論も踏まえながら、年内に対応方針について地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省との最終的な調整を進めてまいりたいと思います。

各議員、構成員の皆様におかれましては、引き続き、地方分権改革の推進に向けて御尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、皆様方の御協力を得て、生産的な御議論を頂戴したにもかかわらず、大分予定より早く会議を切り上げることができましたことに深く感謝を申し上げます次第でございます。

どうもありがとうございました。

(以上)